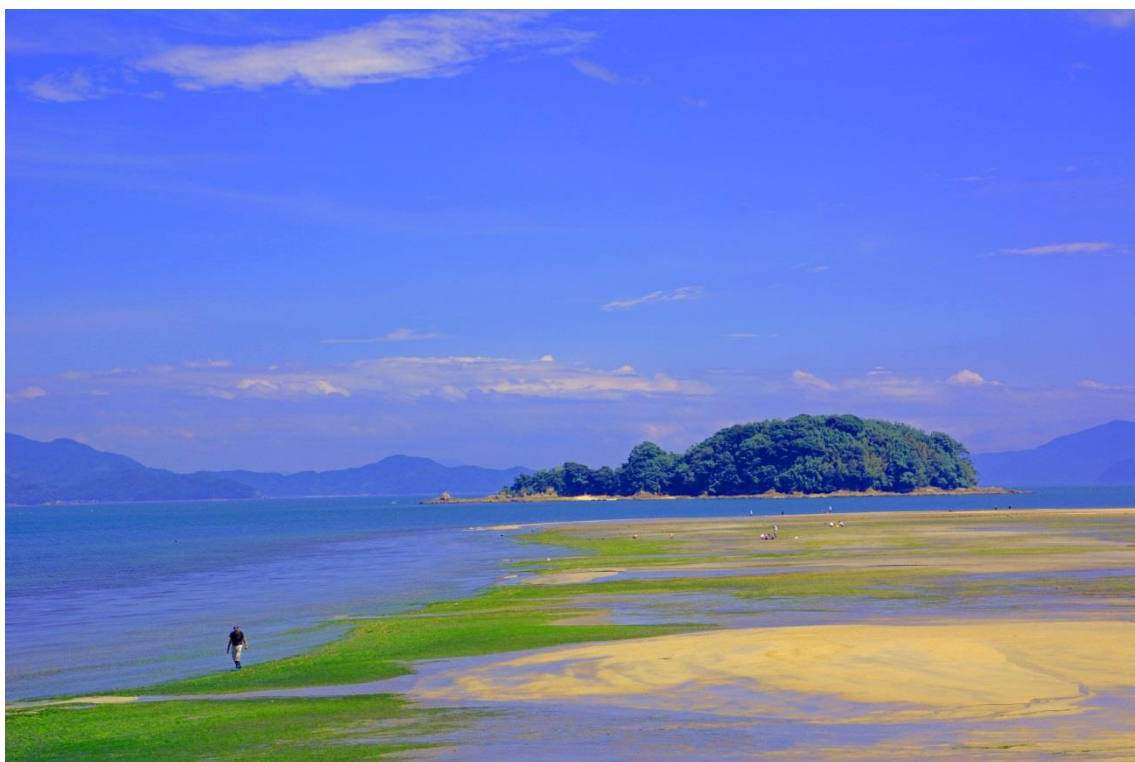


～西日本建設業保証(株)山口支店からのお知らせ～

前払金は6割  
の時代！！

皆さん！ご存じですか？

# 中間前払金



中間前払金は・・・  
やすい・かんたん・べんり！

お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社山口支店

TEL：083-922-2043 FAX：083-923-5613

詳しくは次頁をご覧ください！

## 中間前払金とは？

当初の前払金に加え、さらに**20%**の工事代金が受け取れる前払金です。  
工期と進捗の両方が半分以上に達していれば発注機関に請求できます。

国や山口県を始め、県内全ての市町が制度を導入しています（平成30年4月現在）。

## 中間前払金のココが良い！

保証料が  
やすい

- 保証料率は一律**0.065%**
  - 請負金額5千万円で中間前払金1千万円ならば、  
保証料は**6,500円**！
- (参考)  
年利**0.5%**の金融機関で1千万円借いた場合、  
3ヶ月で利息負担額は**12,500円**です。

請求手続きが  
かんたん

- 部分払と違い、現場を止める出来高検査なし！
- 煩雑な資料作成不要！  
山口県の場合、認定請求書と工事履行報告書の提出でOK！

使い勝手が  
べんり

- 払出方法はすべて現金。証憑書類も不要！
- 発注者の入金後すぐに全額が受け取れます！
- 前払金払出依頼書は弊社で作成。  
お客様が作成しなくても良いんです！

## 請負契約締結時に中間前金払を選択してください！

工事の請負契約締結時、「中間前金払」か「部分払」のどちらか一方を選択する必要がある発注機関があり、「部分払」を選択すると中間前払金を請求できなくなります。

< 中間前払金を請求できる主な発注機関（平成30年4月1日現在） >

発注機関	対象請負金額	発注機関	対象請負金額
国土交通省	1,000万円以上 ◆	防府市	300万円以上
農林水産省	1,000万円以上 ◆	岩国市	1,000万円以上 ◆
防衛省	1,000万円以上 ◆	長門市	130万円以上
山口大学	1,000万円以上 ◆	柳井市	300万円以上
山口県	1,000万円以上 ◆	美祢市	300万円以上 ◆
下関市	100万円以上	周南市	1,000万円以上 ◆
宇部市	1,000万円以上 ◆	山陽小野田市	1,000万円以上 ◆
山口市	1,000万円以上 ◆	和木町	1,000万円以上 ◆
萩市	300万円以上 ◆	光市	300万円以上
下松市	300万円以上 ◆	周防大島町	500万円以上
平生町	1,000万円以上 ◆	田布施町	500万円以上 ◆
阿武町	500万円以上	上関町	1,000万円以上 ◆

◆・・・請負契約締結時に「中間前金払を選択」する必要がある発注機関。

## 中間前払金の請求手続きから入金までの流れ

### 請負契約締結時、

「中間前金払」か「部分払」を選択する必要がある場合、必ず「中間前金払」を選択してください。  
(選択がなければ、この時点で行う手続きはございません。)

### 工期と進捗が半分を経過したら、

- ・認定請求書と工事履行報告書を発注機関にご提出願います。
- ・その後、発注機関から認定調書が交付されます。

### 弊社への申込手続き

必要書類：1.保証申込書  
2.前払金使途内訳明細書  
3.発注機関から交付された認定調書（写）  
☞保証証書と前払金払出依頼書をお渡しします。

### 中間前払金の請求・払い出し

- ・中間前払請求書に保証証書を添えて発注機関へご提出願います。
- ・中間前払金が振り込まれたら、金融機関で払い出し可能です。  
その際、必ず弊社作成の前払金払出依頼書をご持参ください。

# (参考) 弊社への中間前払金保証申込手続の様式集

## 申込書

通常の前払金申込でお使いになる「保証申込書」と同じです。

## 使途内訳明細書

平成 年 月 日

### 前払金使途内訳明細書 (No. )

(新規・変更)

保証契約番号

前払金保証期間

▲▲ 銀行 信用金庫 信用保証 〇〇 店

保証契約者

印

※ 支払先を確認できる書類が提出できない場合は、「本定」とご記入ください。なお、「本定」の場合は払戻ができませんので、支払先を確認できる書類が揃い次第、前定の明細変更手続を行ってください。直用労務費・前払金保証料の場合は「1」とご記入ください。

前払金は当該工事に下記のとおり使用します。なお、支払先を確認できる書類は別添のとおりです。

前払金を使用する項目	前払金使用金額	支払予定額		払出方法	支払先 (名称・住所・電話番号)	整理欄	
		月/旬	金			月/日	払出金額
既済部分の材料費・労務費等	5,000,000	3 / 下	5,000,000	1. 総合振込			
③ 現金		/	/	2. 振込			
全所要数量		/	/	3. 現金	市区		
全所要金額		/	/	(自社保険) TEL	野村		
下材 男		/	/	1. 総合振込			
全所要数量		/	/	2. 振込			
全所要金額		/	/	3. 現金	市区		
下材 男 他		/	/	(自社保険) TEL	野村		
下材 男		/	/	1. 総合振込			
全所要数量		/	/	2. 振込			
全所要金額		/	/	3. 現金	市区		
下材 男 他		/	/	(自社保険) TEL	野村		
下材 男		/	/	1. 総合振込			
全所要数量		/	/	2. 振込			
全所要金額		/	/	3. 現金	市区		
下材 男 他		/	/	(自社保険) TEL	野村		
下材 男		/	/	1. 総合振込			
全所要数量		/	/	2. 振込			
全所要金額		/	/	3. 現金	市区		
下材 男 他		/	/	(自社保険) TEL	野村		
前払金の合計	5,000,000						

(ご注意)

- 太線枠内をご記入ください。
- 支払予定額の月旬は以下の区分によりご記入ください。  
上旬：1～10日 中旬：11～20日 下旬：21日～月末
- ご提出の際には支払先を確認できる書類を添付してください。
- 直用労務費・前払金保証料については、確認資料を提示することなく、出方法欄の「3. 現金(自社保険)」で払出できます。

総合振込日記入欄

費目	総合振込日
下請代金	毎月 日
材料費	毎月 日
その他	毎月 日

保証会社 記入欄

西日本建設業保証株式会社

担当者印

## 認定調書

### 認定調書

契約の相手方	
工事名	
工事場所	
工期	
契約金額	
摘要	

上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前払金をする事ができる要件を具備していることを認定します。

**認定調書は、認定請求手続後、発注者からお客さまに対して渡される書類です。**

「既済部分の材料費・労務費等」  
使途項目は、

「現金」でOK!  
払出方法は、